

令和3年（ネ）第83号放送法遵守義務確認等請求控訴事件

控訴人 宮内正厳外109名

被控訴人 日本放送協会

控訴人準備書面（1）

2021年6月26日

大阪高等裁判所第6民事部B1係 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理

弁護士 白井 啓太郎

弁護士 安藤 昌司

弁護士 辰巳 創史

弁護士 星 雄介

弁護士 今治 周平

弁護士 松本 恒平

弁護士 阪口 徳雄

## 目次

1	N H K の中期経営計画と政権との距離 . . . . .	3
2	かんぽ生命不正販売を報じた N H K 番組への郵政グループからの 圧力に屈した経営委員会の上田会長への嚴重注意問題 . . .	5
3	日本学術会議会員任命拒否問題 . . . . .	6
4	コロナ禍対策とオリンピック・パラリンピック開催問題 . . .	9
5	核兵器禁止条約交渉不参加問題 . . . . .	13
6	控訴理由補充書（その2）の補充 . . . . .	15
7	証人尋問の実施を求める。 . . . .	18

NHKは、原審口頭弁論終結後も、放送法4条1項各号及び国内番組基準に違反する放送を継続している。

## 1 NHKの中期経営計画と政権との距離

### (1) NHKの経営は政権の意のままであること

NHK経営委員会は、2021年1月13日、NHKの中期経営計画（2021～2023年）を議決した（甲449）。中期経営計画とは、放送法71条の2において策定が求められているものである。

立教大学教授・メディア総研所長の砂川浩慶氏（以下「砂川教授」という。）は、上記中期経営計画について、「その特徴は『官製値下げ』と『ラジオ削減』で、全く主体性が感じられないものだった。昨年（2020年）8月に提示した案段階では、前田晃伸会長はじめ執行部が否定してきた『値下げ』だったが、菅総理の意を受けた武田良太総務大臣の度重なる発言に屈した『官製値下げ』だ」（甲448の8～9頁）と評しており、NHKの経営方針が、強引な時の政権の意のままであることを示唆している。

### (2) 権力と適切な距離と『権力批判』番組の充実が求められていること

#### ア 安倍政権下におけるNHKのニュースは政権の損得によって構成

砂川教授は、上記中期経営計画を見て、検討が必要な事項として「権力との適切な距離と『権力批判』番組の充実」等を挙げている。（甲448の10頁）

まず、砂川教授は、「我々一般視聴者にとって、NHKとの接点は番組である。7年8ヵ月に及んだ安倍政権下では、ニュースバリューより政権にとって損得でニュースが構成された。私は『伝えない公共放送』として、その姿勢を批判してきた。」（甲448の10頁）と指摘し、安倍政権下におけるNHKの報道について「ニュースバリューではなく、政権にとって損得でニュースが構成された」とし、安倍政権下におけるNHKの報道が客観的な報道価値ではなく政権に付度する形で編集構成がなされていたと指摘している。

#### イ 菅政権下においても政権へ付度する危険性が極めて高いこと

続けて、砂川教授は、「当時『Kアラート』と呼ばれ、その判断をしてい

たと言われるNHK小池英夫報道局長は、昨年4月、NHK理事に昇進している。菅政権でも、安倍政権と同様の報じ方を“継承”するのだろうか」との危惧を示し、安倍政権下における政権付度報道を推進していた人物が昇進したことにより、今後も政権付度報道が継続、すなわち放送法4条1項2号ないし4号に反する放送が継続される危険性が高いとの危惧を示したうえで、「視聴者が望むのは、政権べったりの広報機関ではなく、ジャーナリズム機関として『権力批判』番組の充実である。」と結んでいる（甲448の10頁）。

ウ NHKの現場レベルの局員は放送法4条1項2号ないし4号に反する放送がなされていることを認識していること

砂川教授は、第198回国会・衆議院総務委員会（令和元年5月14日）においても、参考人として出席し、NHKと政権与党との距離について、「やはり、これは既に指摘されているように、靱井前会長時代、もっとさかのぼればNHKの歴史自体が、政権与党、特に自民党との関係で執行部が生まれてきたというのは御承知のとおりだと思いますし、それから、私の教え子も含めまして、NHKの現場で話をしておりますと、現場の方から聞くのは、やはりこの数年、よりニュース、特にストレートニュースに対する政権与党へのそんたく、これが非常に、特に若手というよりかは中堅以上の管理職から強く出されていると。こういったところはさまざまな週刊誌等でも報じられているところなので、本当にこういう話があるのかということに関係の方に聞きますと、ほぼそのとおりであるということですので、しからば、じゃ、こういったことをどう制度的に解消していくかというのはまさに必要なこととございまして。」（甲450の9頁）と述べており、NHKの現場レベルにおいて、放送法4条1項2号ないし4号に反する放送がなされていることをNHKの局員自体が認識しており、その問題を解消する必要があると指摘している。

エ 小括

砂川教授はマスメディア研究において著明な研究者の1人であり、同教授によるこのような指摘は、安倍政権下におけるNHKの報道が放送法4条

1項2号ないし4号に反した形でなされていたという控訴人らの主張を裏付けるものであり、また、菅政権下においても同様の状況が継続する蓋然性が高いことを示しているというべきである。

## 2 かんぽ生命不正販売を報じたNHK番組への郵政グループからの圧力に屈した経営委員会の上田会長への嚴重注意問題

(1) メディア環境の激変の中で若者を中心に「テレビ離れ」が進み、受信料制度は、大きな曲がり角を迎えている。NHKは現在、受信料制度を見直すための「放送法改正」を最大の経営目標としている。

ところが、この「放送法改正」が、いわば人質にとられるような形で、NHKは様々な権力からの圧力に屈しやすい状況が生まれている。

そのことを端的に示す事件が「クローズアップ現代+」で起きた。2018年4月24日、「クローズアップ現代+」において、かんぽ生命保険の不正販売を取り上げ、『郵便局が保険の押し売り！～郵便局員の告白～』を放送したところ、反響が大きく、同年8月10日に続編を予定していた。ところが、NHKは、元総務事務次官の鈴木康雄日本郵政上級副社長らからの抗議・圧力に屈し、「かんぽ生命保険の不正販売」をテーマとした「クローズアップ現代+」続編の放送を、翌2019年7月まで、11カ月間も延期した。

(2) 上記「クローズアップ現代+」の放送をめぐって、2018年10月23日、NHK経営委員会で議論がなされ、森下俊三委員長代行（当時）が「番組の取材が極めて稚拙で、取材をほとんどしていない。郵政側が納得していないのは取材内容だ。」などと発言し、その上、「NHK執行部のガバナンスの問題がある。」として、当時の上田良一会長を嚴重注意した。

放送法32条2項は「（経営委員会）委員は、個別の放送番組の編集について、第3条に規定する行為をしてはならない。」と定め、同法3条は「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。」と規定している。経営委員会委員による個別番組の編集への干渉は、明白な放送法違反に該当する。

経営委員会において、放送法違反の個別番組への干渉及びNHK会長への嚴重

重注意を主導した森下俊三氏が、視聴者団体等の広範な反対の声にもかかわらず、2021年3月に衆参両議院の同意を得て、菅首相から経営委員に再任され（野党三党は反対）、さらに委員の互選により経営委員長に再任された。ことは、NHKの自主自律を脅かす重大事態である。

経営委員会による上田会長の厳重注意に関しては、常設第三者機関であるNHK情報公開・個人情報保護審議委員会（委員長・藤原静雄中央大大学院教授）が、2020年5月22日、経営委員会の議事録を「全面開示すべき」との答申を出した（甲396）。

しかるに、経営委員会は要約しか開示しなかった。上記第三者機関は、2021年2月4日、再度、関連議事録の「全面開示」を命じる答申を出した。NHKの番組制作手法を批判し、上田会長の厳重注意に至る流れをリードしたのは森下委員長代行だったが、森下氏は2019年3月に経営委員長に昇格後、経営委員会は上記第三者機関の答申を無視したことから、2度目の全面開示答申を受けるに至ったのである（甲442の5頁以下、甲443）。

2021年6月14日、NHKの元職員や市民ら104名が、NHK経営委員会が2018年10月23日に当時の上田良一NHK会長を厳重注意した問題で、NHKと森下俊三経営委員長を被告にして、厳重注意の経緯がわかる経営委員会の議事録の全面開示等を求めて、東京地裁に訴訟を提訴した（甲463～甲467）。

### 3 日本学術会議会員任命拒否問題

(1) 2020年9月16日、安倍政権の「継承」を謳って発足した菅義偉政権は、発足早々、日本学術会議が推薦した会員105名のうち6名の任命を拒否するという暴挙に出た。日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関であり（日本学術会議法第2条）、内閣総理大臣の「所轄」とされているが、扱う内容が高度の専門性を有することから、職務の独立性が特に保障されている（同法3条）。

それゆえ、会員の選任方式が選挙制から推薦制になった際（1983年）の国会質問において、政府は「総理大臣の任命は形式的なものである」旨を繰り返

返し答弁し、実際にも日本学術会議の推薦名簿から任命を拒否された者はこれまで皆無であった（甲468の48頁 立憲デモクラシーの会の声明）。

- (2) 菅政権は、これまでの政府答弁さえ覆し、6名の任命拒否に至った具体的理由について、一切明らかにしていない。日本学術会議は、6名の任命を求めるとともに、任命拒否の理由を明らかにするよう求めたが、菅政権はいずれも拒否する態度を続けている。野党の追及に対しても、ただ「総合的、俯瞰的に判断した」と繰り返すのみである（甲476）。このような菅政権の態度に対しては、全国各地で非難の声が湧き起り、多くの学者、大学、研究機関からも批判の声明が出された（甲469の277頁以下）。

このような情勢を受けて菅首相は、国民的批判の高まりを意識し、自分のところに推薦名簿が来た時はすでに6名の名はなかったなどと、責任回避ともとれる発言をし出した（甲491）。しかし、仮にそのとおりなら、今回の任命は、首相が学術会議の推薦にもとづき任命したとはいえないこととなり、その意味でも明確な法律違反を重ねることとなった。

- (3) 任命拒否された6名の学者は、菅首相の官房長官時代、すなわち安倍政権時代、安保関連法（戦争法）や共謀罪などの悪法に対して批判的見解をとっていた（甲473）。菅政権による今回の任命拒否は、政権に対して批判的見解を表明していた学者を狙い撃ちにし、いわば異論を封殺するものである。

しかも、今回の菅政権による6名の任命拒否は、日本学術会議の人事に介入するものであって、学術会議の議論や意見表明を抑制することになりかねないものであり、学術会議の独立性を根底から覆す違法なものである。そのこと自身が学問の自由（憲法23条）を侵害するのみならず、学術研究者の表現の自由（憲法21条）をも侵害する行為である。このような政権のやり方は、戦前、軍部の独走を許すきっかけともなった天皇機関説事件や滝川事件を彷彿とさせる独裁政権の手法であり、自由と民主主義を基調とする日本国憲法下において、到底容認できないものである（甲469）。

- (4) 菅首相は、安倍政権が秘密保護法や戦争法、共謀罪など、数々の悪法を成立させたとき、反民主主義的手法によって強行採決を続けてきた政権の中心にいた。さらに、森友問題、加計学園問題、「桜を見る会」問題、黒川弘務東京高

検検事長の定年延長問題など、安倍政権による国政私物化の様々な問題が顕在化した際、これらの問題に対する説明を回避あるいは拒否し、ごまかし続けて、国民や野党の批判を封じたのみならず、疑惑の裏付けとなる数々の証拠を隠蔽してきた中心人物でもある。

その菅首相が、就任後初の記者会見で述べたのが、内閣主催の「桜を見る会」を来年から中止するとしたうえで、真相究明はこれ以上行わない、ということであった。結局、菅首相のいう「安倍政権の継承」とは、安倍政権下で行われた数々の国政私物化に対する真相究明を行わず、疑惑を隠蔽し続けることにほかならない。そのことは、日本学術会議会員の任命拒否問題において、異論を排除し批判勢力を抑圧する暴挙を押し通したうえ、任命過程や任命拒否の具体的な理由を一切明らかにせず、真実を隠蔽し続けようとする姿勢にも明確に示されている。

今回の日本学術会議会員6名の任命拒否は、決して6名だけの問題でも、学問の自由の問題だけでなく、すべて市民の「物を言う自由」への抑圧であり、「戦争への道」につながるものである。

(5) NHKは、日本学術会議会員6名の任命拒否問題に関し、2020年10月2日から同月9日までは、ニュース7、ニュースウォッチ9で、約5分前後の放送を行ったが、同月13日頃から報道時間は次第に減ってきた(甲511)。

NHKの報道は、任命拒否した側と撤回を求める側の双方を取り上げていたが、政府側の問題点を指摘することが極めて少ない。記者の説明や解説には政府側の動きを追認する形のものが多く、学問の自由への蹂躪、違憲違法行為を取り上げて検証することなく終わっているのが特徴である。NHK以外の報道機関では政府が行った任命拒否を批判する専門家を登場させていたが、NHKでは専門家・識者のインタビュー等はほとんど見られなかった。

菅義偉首相は2020年10月26日、臨時国会で所信表明演説を行ったが、日本学術会議会員の任命拒否問題には一言も触れなかった。同日、菅首相がニュースウォッチ9に生出演した際、有馬キャスターが日本学術会議の任命拒否問題で「国民への説明が必要」と指摘した。翌日、内閣広報官がNHK報道局に対し、「総理、怒ってますよ。あんなに突っ込むなんて、事前の打ち合



わせと違う。」と抗議電話を入れた。3日後のクローズアップ現代+は、日本学術会議が山際壽一前会長時代の2年前にも官邸から人事介入を受けたとの山際氏のインタビューを報道後、百地章国土舘大学特任教授を「憲法が専門」として紹介し、「首相の任命権は学術会議の推薦に拘束されるものではない。裁量権を行使して拒否をしたのは、妥当だと思う。」との言説を垂れ流したことは、控訴理由書の6～7頁で指摘したところである。

日本学術会議に関する報道は、総じて、政府にとって都合の悪いことは伝えないとの姿勢が一貫していた（甲470～甲511）。放送法4条1項2号ないし4号に反する報道と指摘せざるを得ない実態であった。

#### 4 コロナ禍対策とオリンピック・パラリンピック開催問題

##### (1) 聖火リレーの生配信において音声の一部削除事件

ア NHKの政権付度姿勢が如実に現れた出来事として、本年（2021年）4月1日に発生したNHKによる聖火リレーウェブ生配信における意図的な音声削除事件がある（甲451～453）。

NHKは、本年3月25日に福島県で始まった聖火リレーを「東京2020オリンピック聖火リレーライブストリーミング特設サイト」でウェブにおいて生配信し、録画も公開している。ウェブ生配信は国際オリンピック委員会（IOC）との契約に基づくもので、新型コロナウイルスの感染対策を訴える東京五輪組織委員会はホームページでサイトを紹介している。

NHKは、本年4月1日も長野県内における東京オリンピック聖火リレーを同サイトにおいて生配信をしていた。そして、同日午後7時過ぎ、長野市における善光寺本堂から約2.5キロメートル離れた市役所前広場までがコースとなっていた聖火リレーの生配信において、7人目の走者がスタートして約1分後、沿道から「オリンピックはいらないぞ」「オリンピックに反対」といった声が聞こえると突然、同配信の音声が消えた。無音の状態が約30秒続いた後、音声は徐々に戻った。

NHKは、この無音の約30秒につき、「走っているランナーの方々への配慮も含め、状況に応じ、対応しています」と説明しており、意図的に音声

を切ったことを認めている（甲452～455）。

イ 音声の一部削除は政権への忖度に基づく事実を曲げた編集である

聖火リレーの生配信音声を意図的に切る行為は、聖火リレーをありのまま配信するものでないこと、すなわち事実を曲げた配信であることは明らかであり、また、オリンピック開催に反対するという意見を封殺するものであることから、放送法4条1項2号ないし4号に違反するものである。

首都圏が緊急事態宣言下にあっても、菅首相が「対策を徹底することで国民の命や健康を守り、安全安心の大会を実現することは可能」という趣旨の発言を繰り返していることから明らかとなり、現政権は、東京オリンピック開催を至上命題としている。したがって、オリンピック開催に消極的なメッセージは現政権の意向に反することは明らかである。

すなわち、上記の聖火リレー生配信における音声の意図的遮断は、現政権の東京オリンピック開催という至上命題に対する忖度であり、NHKの政権に対する忖度が如実に表面化したものである。その行動が、たとえ聖火リレー生配信が放送法上の放送に該当しなくとも、報道機関として遵守すべき放送法4条1項2号ないし4号の趣旨に反していることは明らかである。

(2) 世論調査の質問の仕方の変更（甲458）

ア NHKは、2021年1月までは、世論調査につき「東京五輪・パラは開催すべきか」という質問をしており、調査結果についても「ことしに延期された夏の開幕に向け準備が進められている東京オリンピック・パラリンピックについて聞いたところ、『開催すべき』が16%、『中止すべき』が38%、『さらに延期すべき』が39%でした。先月に比べて『開催すべき』が11ポイント減り、『中止すべき』と『さらに延期すべき』はいずれも7ポイント前後増え、合わせると77%になりました。」と報道していた。

ところが、2021年2月以降は、「東京五輪・パラをどうすべきか」という質問に変え、調査結果についても「東京オリンピック・パラリンピックの開幕まで半年を切りました。IOC＝国際オリンピック委員会などは、開催を前提に準備を進めています。どのような形で開催すべきだと思うか聞いたところ、『これまでと同様に行う』が3%、『観客の数を制限して行う』

が29%、『無観客で行う』が23%、『中止する』が38%でした。」と報道するようになった。

つまり、開催の是非そのものが国内外で大きな問題となっているにもかかわらず、開催の是非そのものを問う形式から、開催を前提にして、その実施方法を問うという質問へと変更したものである。このように、実施方法を問う選択肢を増やす一方で、「さらに延期」の選択肢を無くし、集計結果は、何らかの形で開催すべきとの立場が16%から55%に急増する一方、開催に否定的な意見（「さらに延期」、「中止」）は77%から38%に急減するという結果となった。

質問自体に前提事実を含めることで、その回答結果を誘導するというのは、質問の結果を操作するための詭弁の一種としてよく知られている。当然、長年にわたり、各種世論調査を実施してきたNHKがこのようなことを知らないはずはない。2021年2月から質問の方法を変えることで、世論において、開催につき肯定的な立場が過半数を超える（55%）かのような報道することが可能となったのである。

イ 2021年5月5日、「NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ」（代表醍醐聰）他20団体が、NHKに対し、「NHKの東京オリンピック・パラリンピック報道に対する質問・意見」を提出したところ（甲457）、NHKは同月19日付で、2020東京オリンピック・パラリンピック実施本部専任局長齋藤敦名で回答書を送付し、「NHKの世論調査の質問は、ときどきの政治課題や社会的問題などを総合的に判断して決めております。質問の表現ぶりなどについては、取材・制作の過程に関わるため、お答えを差し控えさせていただきます。」と回答した（甲458）。

以上のようなNHKの報道は、まさに、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」との放送法4条1項4号に反し、オリンピックの開催を既定とする国策に迎合的な報道である。開催するか否かという質問を、どのように開催するかという質問に変えてまで、開催に肯定的な立場が過半数を超えるかのような体裁を作出しようとするNHKの報道姿勢は、度し難いものと思われる。

### (3) NHKスペシャル「令和未来会議」の放送延長について

2021年3月21日のNHKスペシャル「令和未来会議 どうする？ 何のため？ 今こそ問う 東京オリンピック」が放送された。同番組は、開催賛成派・反対派の意見を満遍なく取り上げ、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」とする放送法の趣旨に沿うものであり、高く評価できるものであった。

しかし、同番組は、当初、同年1月24日に放送予定であったものが、収録2日前の同年1月15日に、収録の中止と放送延期がNHK幹部から命じられ、2か月後の同年3月21日に延期されての放送であることが明らかになった。これは、担当部署の幹部が、NHKナンバー2で元政治部長の正籬聡放送総局長と面談した直後のことであった（甲459）。

これは1月13日にNHKが五輪を開催すべきかどうかを問う世論調査の結果を報じる際、38%が中止すべき、39%が延期すべきと回答し、「合わせると77%になった」と報じたことに対し、森喜朗東京オリンピック・パラリンピック組織委員会会長（当時）が「なぜ延期と中止を一緒にして報じるのか」と激怒したことが背景にある。これを受けてNHKは、同月17日に予定していた「令和未来会議 どうする？何のため？今こそ問う 東京オリンピック・パラリンピック」の収録を急遽中止にしたのである。しかもNHKはその後、森会長の怒りを鎮めるために、こともあろうに継続的に行ってきた世論調査の質問内容まで「改変」していた。1月の調査で「五輪を開催すべきかどうか」を問うていたのに対し、2月の同じ調査では五輪の開催を前提とした上で、「どのような形で開催すべきだと思いますか？」という問いに質問内容を変更し、選択肢から「更に延期すべき」を削除していたのである。その結果、依然として38%は中止すべきと答えたが、「延期」の選択肢がなかったことから、「過半数は開催に前向き」と言えるような結果を導き出すことに「成功」している。これでは世論調査の意味がない。

すなわち、上記世論調査の質問変更と番組の放送延期の命令は、いずれも、政府のオリンピック開催方針に迎合するという趣旨のもとに行われたことであり、このようなNHKの姿勢は、NHKのオリンピック報道全体について、

放送法4条1項2号ないし4号に反するものであることを優に推認させるものである。

(4) NHKは公共放送としての役割を放棄していること

ノンフィクション作家の本間龍氏は、NHKを含めた日本国内の主要メディアにつき、東京オリンピックの「開催中止に関する報道について、驚くほど及び腰だ。特にオリパラスポンサーになっている全国紙は、アスリートたちや森喜朗組織委員長などのインタビューや提灯記事は大量に載せるが、コロナ禍での開催の可否や是非についての検証記事はほとんど掲載しない。海外の様々なメディアでオリパラ中止報道が出る度に「タイムズが〜」「ワシントンポストが〜」という伝聞報道のみを繰り返し、開催に固執する政府や組織委に付度する姿勢は滑稽ですらある」（甲447）と述べている。

同氏の指摘は、日本国内の主要メディアに対して向けられたものであり、その中に当然のことながらNHKも含まれている。しかも、NHKは、民放のようなスポンサーからの広告収入に頼らなくてよいのであるから、主要メディアの中で、オリンピックの開催の是非等につき最も公平公正かつ多角的な視点からの放送を行いうるメディア、まさに我が国における唯一の公共放送としての役割を担うべきであるにもかかわらず、他の民放と同様に東京オリンピックの中止に関する報道や意見の放送に消極的であるのは、多角的な視点で放送すべきとする放送法第4条1項4号等に著しく反するものであり、公共放送としての役割を放棄していると評価せざるをえない。

## 5 核兵器禁止条約交渉不参加問題

(1) はじめに

控訴人は、**核兵器禁止条約交渉不参加問題**に関し、原審において次のような主張をおこなった。

① 2016年10月27日国連総会第1委員会で「核兵器禁止条約の交渉を来年から始める」との決議が採択された（賛成123、反対38、棄権16）が、日本政府はこれに反対した。

② その後、同年12月23日には国連総会本会議において、上記交渉を

2017年3月から国連で開始するとの決議が113カ国の賛成多数で採択された（反対35、棄権13）が、日本政府はこれにも反対した。

③ 同年7月7日、国連総会で核兵器禁止条約は、賛成多数で採択された。

④ NHKは、核兵器禁止条約問題について、同年10月28日放送の「ニュースウォッチ9」で、約10分間を費やして詳しく報道した。

しかし、他局（民放）が政府の対応について批判的な発言等を多数紹介し、法的に禁止する方向に動かなければいけないと提言しているのに対し、NHKは、「段階的核軍縮」というやり方で具体的な成果を挙げることが大事として、日本が反対投票したことについては実質的に容認しており、他局の報道とは対照的であった。

NHKの報道姿勢は、政府・与党の広報のようなものとなっており、「政治的に公平であること」との放送法4条1項2号に違反するものである。

## (2) その後のNHKの報道について

ア 核兵器禁止条約を批准した国と地域の数、2020年10月24日に50に達した。これにより、核兵器の保有や使用を全面的に禁じる核兵器禁止条約は、2021年1月22日に発効することになった。

朝日新聞は、世論調査を行った上で、核兵器禁止条約に「参加した方がよい」との回答が59%にのぼったことなどを報じた。

イ NHKも、2020年10月25日のニュース7で5分56秒にわたって報道すると共に、翌10月26日、ウェブ特集でこの問題を報じている（甲512）。

しかしながら、ウェブ特集の内容は、主に、国際NGO、ICAN＝核兵器廃絶国際キャンペーンの活動を振り返りつつ、核兵器禁止条約が2021年1月22日に効力を持つことになることを報じるものである。唯一の被爆国である日本が同条約に批准しないことについては、「政府は、核廃絶という目標は共有しているとしつつも、条約は核兵器の削減にはつながらないとして、参加しない方針をたびたび示してきた」と報道し、最後にICANのフィン事務局長の日本へ向けたメッセージ「日本人は国を守るために本当にアメリカに核兵器を使ってほしいのか、日本のために他国を核兵器で攻撃してほしいのか、

もっと考えてほしい。核兵器がもたらす人道的影響、経済的なダメージ、そして代償を直接知っているのは日本だけです。核兵器禁止条約に参加することをなぜためらうのか、何を恐れているのか」を紹介し、視聴者に対し、「世界を変えてきた彼らの思い、あなたはどうか受け止めますか？」と疑問を投げかける形で終わってしまっており、朝日新聞や毎日新聞などの批判的な報道と比べると、NHKの報道姿勢が、政府・与党の広報のようなものとなっていることは歴然としている。

ウ 2021年1月22日のニュースウオッチ9では、核兵器禁止条約の発効に至る経過、ICANの事務局長のコメント、NATOのベルギー・スペインの動向、ヒバクシャの声としてサーロ節子さん、菅首相の「条約に参加する考えはない」「オブザーブ会議に参加するかどうかは慎重に検討する」との見解を伝え、最後に、森滝春子氏（81歳）のインタビューで締めくくった。

条約に不参加であることに対する批判の声についても報道はしているものの、「戦争被爆国である日本は主体的な外交努力を強め、核禁条約への参加を果たさなければならない」との1月22日付け朝日新聞社説「廃絶元年、新たな歩みを前に」（甲513）や、「条約発効を機に、『核なき世界』に向かう道を改めて探らなければならない。まずは、条約の締約国会議にオブザーバーで参加することを検討すべきだ」との1月23日付け毎日新聞社説「被爆者の思い継ぐ関与を」（甲514）と対比すると、NHKの報道姿勢は政府・与党に対して物を言えない、広報機関に成り下がっているのではないかと危惧を禁じ得ない。

このような、被控訴人の報道は、「政治的に公平であること」との放送法4条1項2号に違反するものである。

## 6 控訴理由補充書（その2）の補充

控訴理由補充書（その2）の4頁において、「原判決は、選挙報道に関する原告らの主張の整理にあたり、原判決で整理されている主張に加えて、NHKの選挙報道とイギリスの公共放送であるBBCの選挙報道とを比較して、BB

Cが総選挙や国民投票が行われる度に「編集ガイドライン」を作成し、その編集ガイドラインに従って、視聴者の政治的決断のために十分な情報を提供するために圧倒的な量をそろえていること等を、原告準備書面（20）、同（21）及び最終準備書面の63～64頁において、詳細に主張した。

ところが、原判決は、この点に関する一審原告らの主張を完全に脱漏している。そこで、控訴審判決では、正確に補充すべきである。」と主張した。

控訴審判決においては、少なくとも、原判決の30～34頁の（オ）選挙報道に関する「事実の摘示」において、次の通り、「BBCとNHKの選挙報道の比較」に関する一審原告らの主張を補充の上、裁判所の判断を示していただきたい。

## 記

### BBCとNHKの選挙報道の比較

#### 1 はじめに（甲176）

- (1) BBCの国民投票報道、選挙報道は、その都度発表される「国民投票ガイドライン(Referendum Guidelines)」、「選挙ガイドライン(Election Guidelines)」に依拠してなされている。これらのガイドラインは、BBCが国民投票報道と選挙報道を行うにあたってジャーナリストが可能な限り自由に創造的な環境のもとで報道できるよう枠組を提供することを目的にしている。また、ジャーナリストが視聴者に対してすべての政党の政策と選挙運動について公平な報道と厳密な精査を加え、選挙運動について公平で独立したニュースや番組を視聴者に届ける枠組でもある。
- (2) BBCには、特許状と政府との協定書にもとづいた公共的価値を具体化した倫理綱領である「編集ガイドライン(Editorial Guidelines)」がある。なお、選挙ガイドラインや国民投票ガイドラインは、この編集ガイドラインを個別の選挙報道等にあたって具体化したものである。
- (3) 編集ガイドラインには、政治問題の報道にあたり、「しかるべき正確さ(duel accuracy)」と、「しかるべき公平性(duel impartiality)」でカバーすることが義務づけられている。たとえば、「しかるべき公平性」を達成するためには、ニュース、番組、番組内のコーナーにおいて適切な期間にわたって、また選



挙期間全体にわたって、大局的な視点を踏まえ、多様な視点の存在が適切に反映するように包括的に取り組まなければならない、としている。この「しかるべき公平性」は、2016年にEU離脱を問う国民投票が実施された際にBBCの国民投票報道において積極的に示された。具体的には、「国民投票ガイドライン」における「しかるべき公平性（due impartiality）」は、「必ずしも単純に数値的な公式やストップウォッチを使って実現できるものではない」としたうえで、「争点において幅広いバランスを達成する」ことだとそのあり方を述べている。

以下、かかるガイドラインに基づくBBCの選挙報道とNHKの選挙報道との違いについて述べる。

## 2 NHKにおける政治報道との違いについて

### (1) BBCにおいてなされている工夫（甲176）

ア BBCの国民投票、選挙報道ではむしろ「しかるべき公平性」「幅広いバランス」に依拠して積極的に番組の展開をはかることで、有権者の政治的判断に的確な情報を届けることができることを示しており、それこそが公共放送の価値であることが明確になっている。公平性の実現は、「ストップウォッチで測ることではない」と明確に述べており、論点をあきらかにするには、特定政党に一定の時間を割り当てる大胆な編成（他の時間帯には別の政党の番組を組む）である。このような公平性とバランスの判断の下で番組編成をおこなうと必然的に関連番組の時間量は多くなり、多様な番組が組まれることになる。その結果は今回の総選挙におけるBBC各チャンネルの番組表から明らかである（甲267）。

イ 番組に対してクレームがきた場合、BBCは判断の根拠を説明し説得に努め、クレームに恐れることなく公共的価値の実現への挑戦をしており、誤りがあれば直ちに訂正することで視聴者の信頼を得ることに繋がっている。

ウ また、BBCジャーナリストの専門性の高さと事実をチェックする作業に基づいて党首や有力政治家に多角的な質問を投げかけ論点を明らかにし不明点を徹底的に追究する姿勢は、有権者の政治判断を間違いなく実行

させる上で有効な情報提供となっている。

エ さらに、政党の政策や党首の見解を伝達するだけにとどまらず、論点を深めるためにBBCジャーナリストを進行役に研究者、多メディアの記者、芸術家、文化人、市民など多彩なゲストとともに政策や党首見解を検討するディベートを多用している点が注目されている。

## (2) NHKの選挙報道

小滝一志氏の陳述書（甲150）にもあるようにNHKの報道では「政治的公平さ」に欠け、「多角的論点提示」を怠り、その結果「政権寄りの報道」に陥っている。

また、NHKは、ニュース解説にも外部識者を起用しないために、論点の深まりがないまま、政府・与党の代弁に終わっているとの問題点が指摘されている。

他方、上記1のようなガイドラインに基づいて、上記2（1）で指摘した工夫を行っているBBCの選挙報道では、NHKの報道に見られるような問題を払拭し、視聴者が自らの考えで判断できるだけの情報を提供することで市民性を育てる視点が番組編成のあり方に現れているといえる。

3 以上によれば、BBCの選挙報道からは公共放送として有権者の知る権利に応えようとする姿勢を顕著に見ることができるところ、NHKの選挙報道はそのレベルに達していないことが指摘できる。

## 7 証人尋問の実施を求める。

2019年6月9日付け証拠申出書で申請した長井暁氏および醍醐聡氏の証人尋問を是非とも採用の上、実施していただきたい。

なお、本年8月下旬には、西土彰一郎教授（憲法学）の一審判決を主要な対象とした論文が『法律時報』に掲載される予定である。さらに、原告らは、憲法および情報法を専攻されている著名な学者に依頼し、9月上旬頃に意見書が完成する予定である。

以上